

日本透析医学会定款の一部改正（案）

現 行	改正案
一般社団法人日本透析医学会定款	一般社団法人日本透析医学会定款
<p>(議事録)</p> <p>第 32 条 すべての会議には、議事録を作成する。</p> <p>2. 総会の議事録には、議長及び議事録署名人 2 名以上が署名又は記名押印する。</p> <p>3. 理事会の議事録には、出席した理事長及び監事が署名又は記名押印する。</p> <p>(新設)</p> <p>4. 第 2 項及び前項の議事録は、主たる事務所に 10 年間備え置くものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(議事録)</p> <p>第 32 条 すべての会議には、議事録を作成する。</p> <p>2. 総会の議事録には、議長及び議事録署名人 2 名以上が署名又は記名押印する。</p> <p>3. 理事会の議事録には、出席した理事長及び監事が署名又は記名押印する。</p> <p>4. <u>議事録の公開については理事会が決定するが、総会の議事録並びに理事会の決定事項は公示しなければならない。</u></p> <p>5. 第 2 項及び第 3 項の議事録は、主たる事務所に 10 年間備え置くものとする。</p> <p><u>附則（令和元年 6 月 27 日一部改正）</u> <u>本定款の一部変更は、同日から施行する。</u></p>